

Title	下伊那青年運動と農村支配
Author(s)	功刀, 俊洋
Citation	一橋研究, 3(4): 149-163
Issue Date	1979-03-31
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/6418
Right	

下伊那青年運動と農村支配

功 刀 俊 洋

1. はじめに

下伊那の青年運動については既にいくつかの研究がある⁽¹⁾。ここでは青年運動が、青年と村の支配にいかなる影響を与え、また支配層と対抗関係を形成していったのか、という視点から同郡三穂村を事例に取りあげつつ、①青年運動の性格、②1925年4月の町村会議員選挙、③1925年秋の軍事教練反対運動、を検討する。

下伊那の自主的的青年運動は、第一次世界大戦下の養蚕業の興隆を土壌とし、補習学校における自由主義教育を媒介として開花した。1918年頃から各村の青年は、自主的学習活動に取り組み官製青年団改革を進め、21年には地方名望家によって支配されていた郡青年会(以下郡青と略す)をも自主化するに至った。そしてその後の運動は、社会主義的青年運動として全国的にもきわだった活動を展開し、郡下政治対抗の基軸となっていくのである。また、この運動の反動として1920年代後半から30年代には、町村長を中心とする思想善導団体、国民精神作興会や、在郷軍人を主体とするファッショ団体、信州郷軍同志会が結成され、下伊那は右翼・ファッショ運動の一大拠点ともなっていたのである。

一、社会主義的青年運動の性格

1922年9月、鼎村を中心とする先進青年は早大文化会の影響下、社会主義的思想団体、自由青年連盟を結成し、各村青年会幹部を組織すると共に、12月には鈴木茂三郎、猪股津南雄を招いて社会問題講習会を開いた。23年にはいると、1月彼等はさらに進んでその内部に、社会革命の遂行を目的とした結社LYL (Liberty Young League) を結成した。これは、日本共産党員・共産青

年同盟中央委員荒井邦之介の指導のもとにおこなわれ、LYLは機関紙『第一線』⁽²⁾を発行して同志を組織すると共に、自由青年連盟、郡青の中核として、青年教育運動・政治運動を積極的に展開していった。1923～24年の主な活動とそれに対する支配層・官憲の対応は以下のとおりであった。(佐々木敏二『長野県下伊那郡社会主義運動史』の巻末の年表より)

1923年

- 2月11日 過激社会運動取締法案反対・普選即行デモ行進
- 21日 在郷軍人会分会長会赤化防止決議
- 3月 町村長会・軍人会・教育会共催左傾思想撲滅演説会
- 4月 『第一線』発刊 第一号発禁処分
- 5月1日 伊那谷初のメーデーを組織
- 17日 全日本無産青年大会(京都)に代表出席
- 7月5～7日 郡青主催巡回講演会(大山郁夫)
- 21日 上郷村女工ストライキ応援
- 8月15～16日 自由青年連盟主催社会問題講習会(北原竜雄・中沢弁次郎)
- 9月2日 国際青年デー挙行
- 11月23～25日 郡青主催経済学講習会(北沢新次郎)
- 12月4日 普選問題講演会(鈴木文治・三宅正一)

1924年

- 1月8日～3月14日 信南自由大学第一期(山本宣治・高倉輝・水谷長三郎・新明正道)
- 2月6日 清浦内閣打倒・普選断行デモ行進
- 27日～3月3日 郡青主催研究会(風見章・榎本卯平)
- 3月15～18日 郡青主催講演会(蠟山政道・河西太一郎)
- 17日 LYL 検挙(長野共産党事件)
- 5月1日 メーデー
- 7月13日 LYL 再検挙

- 9月10日 『政治と青年』発刊
9月 長野県に特別高等警察課設置
10月 在郷軍人間に下士団組織される
13日 自由青年連盟に解散命令
21日 伊那自由大学第二期（谷川徹三・波多野鼎・高倉輝）
26日 下伊那国民精神作興会発会式
27日 政治研究会下伊那支部発会式

この時期の運動の性格は次の諸点にあった。

先づ、指導部が中央の社会主義運動と組織的な連絡をもったので、第一に、青年教育運動は当初から無産階級解放のためのプロレトカルトをめざし、しかも一流の学者文化人や社会運動家を講師に迎えたので、多くの村青年会幹部の目を社会批判に向わせ社会主義へ接近せしめる上で大きな効果があった。第二に、飯田でおこなわれたデモ行進は、憲政会代議士の選挙運動に利用された面をもつが、全国的な普選運動の一翼を担ったと共に、翌1925年2月の治安維持法案反対・普選修正デモへと発展することで、無産政党準備過程の重要な政治運動であった⁽³⁾。第三に、LYLのメンバーは一般新聞や『第一線』を通じてマルクス主義による産業組合や軍隊の階級の本質暴露の論陣を張り⁽⁴⁾、社会主義の宣伝を積極的におこなった。しかし彼等の大胆な論潮は、華々しい街頭行動と共に、支配層の反動を直ちに惹き起こし、官憲の弾圧を招いてしまう安易さもあった。なぜならば、下伊那の青年運動は、鹿野政直の評価⁽⁵⁾に従えば決定的未熟さを有していた。即ち第四に、彼等の運動は農村生活の現実から出発し自前の文化を創造しながら、生活の場で村・部落の支配層との対抗・妥協のなかで村政民主化と生活向上を実現していくというものとは、正反対のものであった。

ここで、青年運動の基礎単位であった村青年会の実態を三穂村を例に検討しよう⁽⁶⁾。三穂村では、1918年補習学校生徒によって読書会が組織され、21年3月彼等を中心に村青年会が自主化されてその運営は村長小学校長の手から青年たちに移った。22年村営電気が完成したこともあって青年たちの読書熱は強い

ものであり、読書会では初め修養書・文芸書が多く読まれたが、戦後恐慌後農村の疲弊が顕在化するなかで、青年たちは22年8月経済学や唯物史観に関する講演会を村内で開き社会科学への関心を深めていった。また青年会員相互の弁論大会が盛んにおこなわれた。

しかし、この時期青年会は村内において、軍人分会と共同で砂防工事・道路補修・村有林伐採、あるいは震災救援活動などをおこなっており、また部落青年会では、1917年から戊申證書奉読式、1920年から三大節拝賀式への参加が実施され、22年からは産業組合への義務貯金が青年会行事として位置づけられていく。むしろこの時期に至って青年会は、村当局から民力涵養事業の協力団体として行政補助及び精神修養団体的活動を期待されている。同村では1921年から青年会に村費から補助金が支出された。このように社会主義的青年運動のすそ野であるべき村青年会は、村内活動では当局によって行政的に利用され、会内活動は裕富な青年の文化的欲求を充足させる分野に留まっていた。三穂村青年会が1923年2月「青年会は純然たる然も不偏なる修養団体たらざる可からず然るに現在の下伊那郡青年会は終に此の意義に違背せりと信ず」と宣言して一度郡青を脱退しているのも、村の実態と青年運動幹部の村外の言動とのギャップから止むを得ぬものであった。以後郡青が益々急進化するにつれ、左右対立による郡青の分裂と統一が繰り返されることとなる。

1924年秋、政治研究会に結集して検挙後の運動を再出発させた青年運動のリーダーたちは、地域に基礎をおかない小ブルジョア青年の急進的思想運動ともいうべき彼らの運動を、反動攻勢のなかで自己改造していかなければならなかったのだが。

二、1925年4月の町村会議員選挙

1925年前後は、大正デモクラシー状況から治安維持法体制へと時代の転換点にあたる。労働者農民の先進部分が政治勢力として自立しはじめ、これに対応して軍部・官僚・既成政党は民衆支配に新たな対策を準備していった。下伊那では、普選運動に多くの青年が参加したものの、未だ労農運動は顕在化していなかった。無産階級運動の構築を唱える政治研究会は、青年運動の政治化から

出発せざるを得なかったのである。普選運動・社会主義の思想運動の影響下にあった広範な中農の青年層と彼らが組織する村青年会を、政治研究会が新政治勢力準備の方向で組織するか、それとも、支配層や在郷軍人会が思想善導によって体制内に再編してしまうか、これが1925年以後の政治対抗の結節点であった。

1925年4月の町村会議員選挙は、22年の町村制改正によって選挙権の納税資格が撤廃されてからはじめてのもので、かつ下伊那では普選運動が高揚した後政治研究会がとりくんだはじめての選挙であった。政研は、この選挙を通じて従来の思想運動から村を舞台とする政治運動へ一歩踏み出すことになった。彼等の選挙方針は、普選運動に参加し村内でも自主的な社会活動を開始した広範な青年を、従来の憲政会支持から引き離し新興政治勢力に成長させることであって、「町村会は青年党へ」⁽⁷⁾「下伊那憲政派の没落青年の行く先きは何処？」⁽⁸⁾と題し、老人専制の町村会の廓清と既成政党を乗り越えて青年たちが村政に進出することを主張した。25年2月からは「郡下各町村政情調べ」を『政治と青年』に連載し、各村における青年会のとるべき対応を検討している。

しかし、政研は何故青年が村会に進出するべきかということについては、次のような主張でしかなかった。

(村当局の青年会に対する補助金打ち切りや学校等公共施設の利用停止という攻撃に対して)

「青年がかやうな蹂躪と侮辱を受けねばならないのは要するに彼等に支配権があるからである(中略)そうと決ったら事は極めて簡単ではないか、青年が彼等にとって代って町村自治の支配権を握る事に努めればよいのである。恰もよしこの四月は町村会議員の改選期に当る今から準備して村政をこっちのものにする事だ」⁽⁹⁾

或は

「資本主義社会の改造は政権の移動から始まる。この意味に於て無産階級は来るべき町村会議員の総選挙に備へなければならぬ。この時に於ける青年の態度は重く且つ大なるものである。無産階級運動の原則から言へば(中略)先づ無産階級意識に徹底した真正のプロレタリアートがあればそれを推すべ

きであるが（それが見当らぬ場合は一引用者一）我等無産階級の政治的要求を提示し、それを諾とし、進んでその要求を掲げて戦ふ者を推さなければならない⁽¹⁰⁾

このような主張にみられるように、政研の町村会議員選挙運動とは、彼等青年自身の活動の自由と「無産階級運動の原則」のためのものであり、農村生活や村・部落の問題を要求として掲げ農民＝有権者に支持を拡げるといふ姿勢に欠けるものがあつた。いわば、思想の政治化であつて生活の政治化ではなかつた。

従つて、このような政研指導部の目標と方針と村における青年会の実態とのギャップは深く、政研は青年たちに対し次のように指導し警告せざるを得なかつた。

「まづ本年に於て各部落青年会は、規約を改革して老人の手から離れなければならない⁽¹¹⁾

「ブルジョア政治家の尻馬に乗つて、向ふ見ずに飛び歩き酒を喰つて暴言を吐く従来の選挙運動の弊を徹底的に一掃し（なければならぬ一引用者一）」⁽¹²⁾

では、村の青年会はこの選挙にあつて部落支配に対し自主性を確立し得たであろうか。

三穂村青年会では、1923年末、自由青年連盟と親交をもつ上松都男⁽¹³⁾が会長に当選すると、郡青のもと、自由大学や飯田のデモ行進に幹部が参加するようになった。都男の弟広志⁽¹⁴⁾は日記に次のように述べている。

「(1925年) 2月15日 飯田デモンストレーション参加 三穂から9名 スローガン ・治安維持法案反対 ・真正普通選挙要求 ・貴族院制度の改革歌 吾が民衆を威圧する過激法案ぶつつぶせ 立て民衆よ同胞よ我等の勝利の日の為に 吾が民衆を欺けるペテン普選を樹て直せ 立て民衆よ同胞よ我等の勝利の日の為に 吾等の政治を阻害する貴院制度を革めろ 立て民衆よ同胞よ我等の勝利の日の為に」

また、村内でも1924年2月から翌年にかけて村立図書館建設・補習学校自主化の運動を進め、図書を選択を青年会がおこなう図書館が1926年に建設され、

補習学校のカリキュラムにも青年の声が反映されるに至った。これは自由主義教育の松沢茂三がいたことの影響にもよるものであった。そして、政治研究会の機関紙『政治と青年』の読者は1924年12月の調査では、会員120名中33名に達していた（『三穂青年第13号』）。なお、『政治と青年』は1925年1月発刊3ヶ月にして郡下24ヶ町村に支局をもつに至るまで青年層に読者を拡大している。

しかし、このような村青年会の動きに対し村支配層の対応も具体化していった。「三穂村政情調べ」⁽¹⁵⁾は、①今村祐三村長は国民精神作興会のチャキチャキであり、反動の権化の如く頻りに政研の悪宣言をして歩いて居る、②保守横暴の政友会が常に与党であり憲政派は進歩的で青年の意志を代表しうる、③軍人会は村当局と接近する傾きがあり青年会とは離反すると言ふ状態である、と述べている。1925年2月6日には、村長校長は郡役所命令によって青年会文庫書籍名調査をおこない、続いて村長は次の指令⁽¹⁶⁾によって青年会活動を締めつけた。

「三穂村指令第二号 三穂青年会

大正十四年二月申請ノ大正十四年度其ノ会ノ事業費へ金一八〇円ヲ左記ノ補助条件ニ依リ是ヲ交附ス

- 一、補助団体ニ対シテハ其ノ実施成績ヲ調査シ效果ノ挙ラザル者ハ補助金ヲ交附セズ
- 二、尚其ノ事業ノ成績効果ノ程度ニヨリ一部ノ補助ヲナスコトアルベシ
- 三、講演会開催ニ就テハ前以テ講師ノ氏名ヲ村長校長ニ紹介シテ承認ヲ得テ然ル後開催スルモノトス
- 四、事業ノ成績調査ニ就テハ村長之ヲ監視調査ス

また、軍人分会人事に村長が干渉したことについて『政治と青年』には次の記事が載った。

「三穂村長はすべてに対して『おちょっかい』な事は有名だが一昨年暮れの青年会の役員選挙に手を出してまんまとうまく裏をかかれて失敗したので、昨年末は青年会へは手を出さなかったが此の頃は又比較的御用党に近い軍人会へ干渉しだした、それは来る三月十日が改選期だが村よりの補助金を目の前にブラさげて曰く『補助金は貴会の言ふ通りやりたいが目下思想の動

播せる際役員が替ることはまづいから、すべからく前任諸君の再選に努力してほしいさすれば相当に補助金も交附する』だって」⁽¹⁷⁾（傍点は引用者による）

三穂村の軍人分会と青年会の幹部の名簿を調べると、この記事が伝える三穂村長の両団体人事への干渉には、次のような充分な理由があった。

同村では、青年会は15才から25才の男子によって構成され役員は23～25才の者がつとめている。また、軍人分会は予後備兵を中心に構成され分会長や理事は30代の者がつとめたが、除隊直後の青年は分会主催の射撃会や武術会の主役であり、彼等の旺盛な軍人精神が村内で発揮されることを期待された⁽¹⁸⁾。従って20代前半の青年が如何なるリーダーシップによって活動するかは、次代の村のサブリーダーの性格を規定したといえよう。村長が1923年末の青年会役員選挙に干渉したのは、ここで青年会の左翼化を未然に阻止しようとしたもので、結果的には保守派の坂巻健市に替って村内の社会主義的青年のリーダー上松都男が会長に当選した。また、1925年3月の軍人分会役員選挙は、青年会を退いた上松都男等政研の影響下にある者が最初に軍人分会の活動に発言する機会であり、村長の干渉は分会内における「左傾青年」の影響力を抑止するためのもと思われる。これ以降、軍人分会には社会主義の影響を受けた青年が多く加わるようになり、分会活動は思想問題を軸に大きく変化していく。

ようやく村内で社会的活動に立ちあがった青年会に対し、このような様々な妨害が村支配層によって加えられるなかで、三穂村でも青年会は村議選に取り組もうとした。ここでは、同村下瀬部落（区）の例を前記の青年運動のリーダー上松都男とその弟広志の日記を通して検討する。

「3月28日 夜壮年団*7名出席

一、村議運動は1対6にて行ふ事

一、青年会推薦と合同せざる時如何にて、2対5にて相違せば中止

一、候補選 松下銀弥3 上松彦太郎*1 井上浅太郎1 上松虎治郎1

一、青年会と相違せるにより中止す

3月31日 区民大会*井上浅太郎*氏推薦に決定」（上松都男『当用日記』）

「4月1日 研修会*役員が村会議員候補者井上浅太郎を入れてくれと戸別

訪問に行く訳だが、断り状を出し行かなかった

4月2日 三穂青年会にて村政批判演説会をやる訳だったので行ったが人が集まらずついに夜になってしまった、夜候補者は井上浅太郎 古川徳一 古川金三郎君が来た 12時近く閉会 会員40名位 有権者20名位

4月5日 古川行穂 古川栄君が古川金三郎村会議員候補に投票するよう頼みに来た

4月6日 夜は村議候補の井上浅太郎氏に対する運動方法に付参謀の上松春樹*、佐藤謙造、今村善助*、壮年団、青年役員出場

4月7日 林治郎を村議に選出する様に関坂から運動に来た 午前10時から井上浅太郎村会議員の選出に付研修会役員が出動警戒にあたる 今夜皆集まる様に言って走る 警戒をなす 公会堂*へ泊まる

4月8日 8時から父は公会堂へ下瀬区一同集まって選挙に行った 役場へ行って来て公会堂で塩むすびを食べ酒をのんで5時頃帰った 一区中梨洞18票が二区へ持入る四区(下瀬区のこと) 結束し一人も無し

4月18日 井上浅太郎氏の村会議員当選に付て下瀬区民全部のお花見と言ふ訳にて天竜峡新公園にて行ふ全部で50人位(上松広志『当日日記』)

* 引用の日記中、研修会は下瀬部落の青年会、壮年団は25才以上の青壮年自治組織、区民大会は部落内戸主の寄り合いで公会堂はそのための集会場である。また、上松彦太郎は村内最大の20町歩地主で上松春樹はその長男、今村善助は上松家の使用人で小作人から年貢のとりたてをした、井上浅太郎は政友系村議で、日露戦争に従軍憲兵上等兵で帰郷後、1913～22、1925～42年に村議をつとめた。自小作農であるが地主の上松家と小作人との間の「口きき役」をしていた。尚、上松部男、広志両青年は地主上松家の孫分家の子弟である。

長い引用であるが、ここには部落における村会議員選挙の実態が如実に描かれている。三穂村では、右表のようにこの選挙で地主議員にかわって自作・自小作の下層や村吏・産業組合書記が村会へ進出したのだが、これは普選運動や青年運動の影響であろうが、むしろ養蚕業興隆によって前進した村内中層下層や村内の役割が増した村吏や産組書記が村議に進出することで、地主支配の村・部落構造を補完したというべき性格のものであったと思われる。二人の青年の日記で明らかのように、部落青年会は独自の候補擁立を企て、村青年会も村

議候補を招いて批判演説会を開いているが、いずれも成果なく、逆に青年会は直ちにその自主性を喪失してしまった。村議選は部落ぐるみの論理に貫かれ、

表 階層別三種村議会議員

改選年次	1922	1925	1929	1933
地主	4	1	2	3
自作上層	4	1	3	5
自作上層	3	3	4	0
下層	0	3	1	4
商人	0	1	1	0
村吏・産組の書記	0	3	1	0
計	12	12	12	12

上下は耕作地1町を区分線とした

政研の影響下にあった青年たちも部落の枠によって分断され自部落の候補の手足に使われてしまった。しかもこの下瀬では、地主が選挙参謀となって小作の代言人をつとめる者を候補に立てるといふ地主の巧みな支配のもとで、部落の有権者を完全に統制していた。

政研幹部にとっては、郡下全体に共通するこのような選挙結果は予想外のものであり、「各町村青年の宣言決議、町村政批判演説会等当初は仲々当る可らざる意気込であったが白熱化すると共に我々の運動は順次衰へ遂に傍然として為す処を知らず可なり思想運動の発達せる町村に於て立候補者さへ出し得ず其の結果に於て当初の期待を裏切られた事は皆認めざるを得ない処である」⁽⁴⁹⁾と述べた。政研は、この後各村に班組織を確立する方針を打ち出すと共に、青年運動の中心地よりもむしろ小作人組合が組織された阿南地方（下条村、大下条村、富草村など）で善戦した経験に学んで、25年5月のメーデーを契機に労農団体との提携を計っていった。

三、軍事教練反対運動

下伊那で軍事教練反対運動が本格化したのは青年訓練所設置法案の計画が明るみに出た1925年8月のことであった。政研では、この計画が町村を単位とし兵隊上りの教員と在郷軍人会の支配下に青少年軍教がおこなわれることによって、青年団の自主独立は破壊せられ青年団の軍隊化が実現し、やがては地方町村は軍人会と軍国主義的に教化された青年によって支配されるに至るであろうと指摘し、「先づ郡青年会は従来の標語として掲げ来った自主的青年会確立の為に、又政治研究会其の他の無産階級の団体は無産階級の利益の擁護の為に此の無産青年の総てを軍国主義の鑄型に叩き込まうとする軍事教育反対の共

同戦線を敷かねばならない」⁽²⁰⁾と訴えた。

9月6日の国際青年デーを出発点として反対運動が組織されるなかで、政研と郡青は、提携して11月20～26日を軍教反対宣伝週間と定め郡下各町村青年会はこの期間に総会を開いて軍教反対の態度を表明すること、同23日には飯田で示威行動と演説会を行うという方針を決定した。そして11月20日、郡青と政研の軍事教育反対の共同戦線は、軍教反対同盟の結成となって実現するに至った。

しかし、当局はいちはやくこれに対応し、11月18日には郡長から各村長校長宛に次の通牒が発せられた。

「郡青年会軍事教練反対運動=関スル件

青年団ハ修養ヲ目的トスル団体ニシテ政治又ハ思想問題ニ関シ外部的行動ヲ為スノ穩当ナラザルハ勿論ノ義ト存シ候処本郡青年会ニ於テハ青少年軍事教練反対運動ヲ企画シ之ニ町村青年会ヲ参加セシメ示威的行動ヲ為サズニ聞及候 右ハ青年団本来ノ目的ニ反スルモノト認メラレ候条絶対ニ之ヲ禁止シ且又内部的ニモ之カ宣伝其ノ他ノ行動ナカラシムル様本知事ヨリ厳令ニ接シ候ニ就テハ是等ノ行動ニ参加セシメサル様至急御手配相成度此段特ニ及通牒候也」⁽²¹⁾

そして、官憲の取締り・妨害は徹底を極め演説会は片端から中止させられてしまい、在郷軍人会のこの運動に対する反対活動も手伝って町村青年会の多くは、運動から手を引いてしまった。三穂村青年会でも、予定された軍教反対演説会はついに実現せず、村内では逆に軍人分会がはじめて会外活動をおこない青少年に反省を求める決議が挙げられた。早くも一部の村では、青年会の自主的な運動は困難となり反動的潮流が顕在化していったのであった。1926年2月11日、同村内では第一回の建国祭が催され、7月1日青年訓練所が設置され、青年たちは参加を余儀なくされていった。

しかし、この軍教反対運動は一般青年会員に思想的影響を及ぼし、次のような文章にみられる個人主義・厭軍気分を青年の間に広く普及せしめ、それは、1926年以後の青年訓練所と在郷軍人会の思想対策事業の実績を不十分なものとしたにちがいがなかった。

「或人は我等は国の為めに働くのだ 何事も国の為めと思つてやれば苦しくないと言つた 自分は愛国心がないのか何時一度としてそう思つて働いた事がない自分は生活せんが為に働くのだとしか思へない だから自分は国の為とは云はないのだ」⁽²²⁾

「第十五師団解散か否か 我々現役者の最も期待して毎日毎日来る新聞にて或は喜び或は悲感して演習も勤務も決定する迄手づつかなかつた(中略)『待ちに待つた除隊だ！起きろ今日は籠の鳥も解放だ』営庭にて中隊長の今後の諸君と題して三十分の訓示があつた日頃厳しき中隊長も今日は友人同志の様な訓話であつた」⁽²³⁾

政研では、青年団の軍教反対運動からの後退という事態に直面して、「軍教反対は官製青年団の独立運動の闘争的目標たると同時に無産青年の重要な闘争目標であつて、この闘争に於て両者は完全に一致する立場にある」「全部の青年大衆を抱擁しその大衆の組織体たる反軍教青年同盟の大同団結の組織これ即ち郡の青年運動の新戦術である」⁽²⁴⁾と共同戦線の方向を一層明らかにし、また郡青は翌年には、青年訓練所自主化の運動をおこしていった。しかし、政研・郡青の方針に従つて活動し得たものは一部にとどまり、多くの村青年会の活動は、会内の文化・学習活動か、幹部の村外活動におしこめられていった。26年2月には右派四ヶ村青年会によつて郡連合青年団が結成され、むしろリーダーシップをめぐる左右の対立は激化し社会運動は分極化の様相を濃くしていったのである。

まとめと展望

以上、1925年の町村会議員選挙と軍事教練反対運動をとりあげて、下伊那青年運動の性格と農村支配について検討した。

LYL 事件後、政治研究会下伊那支部を指導部として展開された1924～25年の下伊那青年運動は、第一に自由青年連盟時代の社会主義的思想運動から村の政治の場へ踏み出し、あるいは軍国主義反対を掲げて権力の軍国主義政策と対決した。それは、社会運動を既成政党の枠から脱して次の無産運動の段階へ飛躍させるための仲継役を果たした。そして第二に、郡下多くの村青年会では幹部

の間に政研の影響が拡がり、また修養学習活動にとどまらず村内で村政改革に発展し兼ねない運動が展開されはじめ、政研の思想と村青年会組織の結合の可能性は村支配層にとって黙視し得ぬものであった。村当局・官憲の弾圧や規制は、ひとまつ両者の分断に成功した。第三に、主に中農以上の青年によるこの運動は、経済的要求にもとづく村・部落の改革というプランをもたないという大きな弱点があり、村内で支配層の攻撃にさらされると、村民の支持が得られぬまま政治的な自主性を喪失してしまいがちであった。思想運動から出発して青年会活動の自由を主張し軍国主義反対を叫んだのであったが、部落の秩序を打破する力とはなり得なかった。この弱点は、後に恐慌下の農本主義的精神運動や自力更生の産業組合主義運動に彼等が引き込まれていく要因となったと思われる。

1926年には、2月南信合同労働組合・南信農民組合が組織され、政研と労農団体を主力に10月には労働農民党南信支部が結成されるに至った。青年運動においても27年2月無産青年同盟が結成された。労農党を中心とする以後の社会運動は、その指導権を従来の小ブルジョア青年の手から貧農層出身の青年の手に移しはじめ、金融恐慌下、養蚕農家救済運動などの生活防衛闘争をも展開するようになった。労農党の政綱には、課税問題、共有財産に対する公正な利益の擁護、産業組合の無産階級化、独占事業の不当利益反対、製糸労働者の奴隷的待遇の廃止、日雇賃金小作米仕切りに当り地主有産階級の独占にかかる農会その他による専横の排撃、といったものも挙げられている。しかし、また、農民層全体が小ブルジョアの性格を有し養蚕製糸業の盛衰によって、農民の生活水準が相対的に高く且つ急激な窮乏化の危機を常に併存させているという下伊那地方の不安定な農業構造は、無産運動に困難な課題を付与するものであった。

他方、国民精神作興会による青年幹部講習会、青年訓練所の設置、在郷軍人会の思想対策事業、建国祭といった支配層による青年への思想善導の取り組みが組織的にすすめられていくのもこの時期からであった。

このような無産運動の成立と農村支配の再編のなかで、例えば三穂青年会では社会活動は後退するが、この後研究会では「現在の農村経済状態に鑑み我等

は如何にある可きか」という議題が繰り返しとりあげられており、農村の青年たちが、社会運動の支持者となるか、あるいは軍国主義・ファシズムの共鳴盤となるか、両者の対抗に一応の結着がつくには、恐慌下養蚕農村の解体状況のなかでいくつかのジグザグな過程を経なければならなかった。

(注)

- (1) 下伊那青年運動史編纂委員会『下伊那青年運動史』1960年、佐々木敏二『長野県下伊那郡社会主義運動史』1977年、平山和彦『青年集団史研究序説下』1978年、の三書を参考とした。官憲資料として長野県特別高等警察課『県下ニ於ケル社会運動概要第二集(青年運動)』1931年(須崎慎一氏の発掘による『森本州平文書』所収、飯田図書館蔵)がある。

下伊那青年の軍事教練反対運動については大串隆吉「青年訓練所反対運動の論理と実践(二)及(三)(東京都立大学『人文学報』107, 113号, 1975, 76年所収)があり、運動の性格として、自主的青年会抑圧反対が重視されたのに対し軍国主義反対を正面から主張する点で弱さがあつたと述べている。しかし、本稿が扱う村支配と青年運動の関係の実態という側面は充分ふれられていない。

- (2) 発行所は第一線社という別組織をとった。森本文書所収。
- (3) 木坂順一郎「治安維持法反対運動」(由井正臣編『論集日本歴史12大正デモクラシー』1977年所収)参照。
- (4) 北原亀二「下伊那の農民運動」(『信濃時事新聞』1923年12月24日)、羽生三七「軍国主義と無産青年」(『第一線』3号1923年8月4日)
- (5) 鹿野政直『大正デモクラシーの底流』1973年106~107ページ
- (6) 『三穂読書会沿革』1927年、『三穂村青年会沿革』1928年、『三穂青年親友会沿革』1928年、『第一区青年会沿革』1932年(旧三穂村下瀬の上松岑郎氏所蔵)
- (7) 『政治と青年』1号1924年9月10日(法政大学大原社会問題研究所麻布分室所蔵)
- (8) 同2号9月20日
- (9)(11)同12号1925年1月10日「町村会議に備へよ」
- (10)(12)同17号3月1日「青年諸君に檄す 町村会議選挙と吾等の態度」尚、同選挙の有権者は25才以上の戸主であり、青年会員(15~25才)には選挙権はなく、従って青年会OBか、青年に好意的人物を応援するのみであった。
- (13) 1900年生れ、1923年12月三穂青年会長『政治と青年』2号には祝発刊の欄に名を連ねている。村内左派青年のリーダー。
- (14) 上松都男の弟。1905年生れ、1925年三穂青年会理事。
- (15) 『政治と青年』15号1925年2月10日
- (16) 『庶務一件大正十四年』(旧三穂村役場文書)

- (17)(10)と同じ「三穂村長今度は軍人会干渉」
- (18) 帝国在郷軍人会飯田支部及び松本支部の当時の支部報には、「満期退營者ニ告グ」と題する支部長の指導にこのような内容の事がしばしば記されている。
- (19) 『政治と青年』24号1925年6月20日「村議選を省みて 片桐・下条・富草で無産派代表当選」
- (20) 同27号8月10日宮島義治「一般青少年軍事教育に反対せよ」
- (21) (16)と同じ
- (22) 『若草』三穂村伊豆木第一区青年会機関誌1925年10月号、他方同誌上には、農本主義的中堅意識からの農村疲弊、小作争議に対する憂いの文面が多く載っている。
- (23) 同 下伊那を管区に含む第15師団はいわゆる宇垣軍縮によって1925年5月1日解散している。
- (24) 『政治と青年』32号1925年12月1日「青年運動の新戦術 反軍教青年同盟組織に全力を傾注せよ」

(筆者の住所：東京都文京区大塚5—28—2)